

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【公表番号】特表2003-524842(P2003-524842A)

【公表日】平成15年8月19日(2003.8.19)

【出願番号】特願2001-560395(P2001-560395)

【国際特許分類第7版】

G 06 K 19/07

G 06 F 3/08

G 06 F 12/14

G 06 K 19/073

【F I】

G 06 K 19/00 N

G 06 F 3/08 C

G 06 F 12/14 3 1 0 B

G 06 K 19/00 P

【手続補正書】

【提出日】平成15年5月8日(2003.5.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータのUSBソケットに直接挿入することができ、磁気ディスクまたはCD-ROMに代わるものとして機能するように作動し、コンピュータにインストールされたソフトウェアを記憶することができ、またはコンピュータに存在するユーザのデータを受信しつつ記憶することができ、コンピュータのUSBソケットに直接接続するためのUSBプラグである接続装置と、USBプラグに接続されるインターフェース装置と、メモリ制御装置と、非揮発性固体メモリ装置とを備え、メモリ制御装置はインターフェース装置およびメモリ装置間に接続されてメモリ装置からUSBプラグへのデータの流れを制御するポートブルデータ記憶装置。

【請求項2】

メモリ制御装置がパスワードを受信し、それをメモリ装置に記憶されている対応するパスワードと比較して、メモリ装置の内容へのアクセスが許可されるか否かを決定するよう作動する請求項1記載の装置。

【請求項3】

読み取り/書き込みメモリ装置がフラッシュメモリ装置である請求項1または2記載の装置。

【請求項4】

メモリ制御装置がメモリ装置へのデータの流れ、およびメモリ装置からのデータの流れを制御する請求項1乃至3のいずれかに記載の装置。

【請求項5】

メモリ装置へのデータの書き込みがエネーブルにされる第1の位置と、メモリ装置へのデータの書き込みが阻止される第2の位置との間で可動である手動スイッチをさらに備えた請求項1乃至4のいずれかに記載の装置。

【請求項6】

メモリ制御装置がマイクロ制御装置を含む請求項1乃至5のいずれかに記載の装置。

【請求項 7】

U S B プラグおよびU S B ソケットがI E E 1 3 9 4 (ファイヤワイヤ) プロトコルおよびファイヤワイヤプロトコル互換性ソケットによりそれぞれ置換され、インターフェース装置はファイヤワイヤプロトコル駆動装置である請求項1乃至6のいずれかに記載の装置。